

広島県告示第四百七十五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和二年四月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
赤崎C地区

- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

市・区		町		大字		字		地番		標柱番号
廿日市市		宮島口上二丁目						一三三二〇番五		標柱一号
								一一八番二		標柱二号
宮島口三丁目								一一〇番一五		標柱三号、四号及び五号
								一一七番四		標柱六号
								一一七番二		標柱七号
								一三三三九番八		標柱八号
								一三三二〇番四		標柱九号